

飯塚市・嘉麻市・桂川町
地域生活支援拠点等
事業運営ガイドライン

令和6年9月

飯塚市社会・障がい者福祉課、嘉麻市社会福祉課、桂川町健康福祉課

目次

I	地域生活支援拠点等とは	2
II	地域生活支援拠点事業の機能について	2
	○「相談」機能の具体的な内容	2
	○「緊急時の受け入れ・対応」機能の具体的な内容	3
	○「体験の機会・場」機能の具体的な内容	3
	○「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容	4
	○「地域の体制づくり」機能の具体的な内容	4
	【参考】飯塚圏域地域生活支援拠点等と各機関の役割イメージ図	5
III	緊急時の対応について	6
IV	地域生活支援拠点等事業所の登録	6
V	地域生活支援拠点等にかかる届出により算定が可能となる加算	10
	(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算	10
	(2) 地域移行支援事業所が対象の加算	10
	(3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）が対象の加算	11
	(4) 施設入所支援事業所が対象の加算	11
	(5) 訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援）が対象の加算	11
	(6) 自立生活援助事業所が対象の加算	12
	(7) 地域定着支援事業所が対象の加算	12
	(8) 短期入所事業所が対象の加算	12
	(9) 特定相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・ 地域定着支援を一体的に行う事業所が対象の加算	13
	○更新履歴記載欄、飯塚圏域障がい福祉担当等連絡先	14

I 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、また障がい者の地域移行を進めるため、5つの機能を備えた場所（拠点）のことです。

それら5つの機能は、地域の実情に応じた創意工夫により整備することで、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築へとつながります。

そのため、飯塚圏域では、面的整備として既存のあらゆる社会資源をつなぐネットワークを強化し、各機関で役割を担う体制を整備することで、地域生活支援拠点等の構築を目指します。

拠点等を推進していくには既存の社会資源のご協力が不可欠であり、飯塚市・嘉麻市・桂川町（以下「各市町」という。）が拠点等として位置付けた事業所には、その役割を評価する各種加算を創設します。

II 地域生活支援拠点等事業の機能について

○「相談」機能の具体的な内容

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行います。

・「相談」機能を担う主な機関の役割…①

機関名	役割
障がい者基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じ相談支援事業所等と連携して支援を行います。・相談支援事業所の後方支援を行います。・緊急時に支援が見込めない世帯について、支援を行います が、できる限り地域の相談支援事業所等へつなぎます。
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none">・緊急時のサービス利用を調整します。・できる限り緊急事態の発生を予防するための計画作成等調整を行います。（例えば、対象者に緊急時の対応方法について助言を行う、短期入所の体験利用の調整を行う等）・相談支援事業所のみでは支援が困難な場合は、障がい者基幹相談支援センターに後方支援を依頼します。・日頃の相談支援を通じて緊急時に支援が見込めない世帯等の把握を行い、障がい者基幹相談支援センターコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）と情報共有します。

○「緊急時の受け入れ・対応」機能の具体的な内容

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保したうえで、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

・「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う主な機関の役割…②

機関名	役割
障がい者基幹相談支援センター 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行います。 ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行います。 ・対象者が障害支援区分の認定を受けていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、各市町障がい福祉担当課に対応について相談します。
短期入所事業所 日中活動系サービス事業所 訪問系サービス事業所 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所等から緊急受け入れ・対応の要請があった場合、可能な範囲で対応します。 （医療機関の場合は当該医療費の自己負担分及び食費等その他費用の利用者負担があります。）

○「体験の機会・場」機能の具体的な内容

「緊急時の支援が見込めない世帯」として登録申請を行った世帯については、極力、体験入所の機会を提供します。

また、障がい福祉サービスを利用していない世帯については、これを機会にサービスの利用の是非について検討し、必要に応じて提供を行います。

・「体験の機会・場」機能を担う主な機関の役割…③

機関名	役割
障がい者基幹相談支援センター 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、施設からの地域移行や親元から自立したい等の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障がい福祉サービスの体験利用の調整を行います。
グループホーム 日中活動系サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業所等から体験利用の要請があった場合、できる限り協力します。

○「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容

研修会や事例検討を通じて医療的ケアが必要な方や行動障がい有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行います。

・「専門的人材の確保・養成」機能を担う主な機関の役割…④

機関名	役割
障がい者基幹相談支援センター	・ 医療的ケアが必要な方や行動障がいのある方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応ができる人材育成のための研修を実施します。

○「地域の体制づくり」機能の具体的な内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

・「地域の体制づくり」機能を担う主な機関の役割…⑤

機関名	役割
飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク	・ 拠点等事業の運用状況について把握し、課題の検討を行います。 ・ 自立支援ネットワーク全体会議において、拠点システムの評価を行うほか、医療的ケア児等支援をはじめとした関係機関とのネットワークを強化します。
障がい者基幹相談支援センター 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	・ 相談支援部会が主催する研修会等において事例検討の為に事例を提供し、課題検討を通じて地域課題の明確化と解決に向けて情報共有を行います。

Ⅲ 緊急時の対応について

○「緊急時」の定義

地域生活支援拠点等に対応する「緊急時」とは、「介護者が疾病や入院、葬祭、死亡等で突発的に不在、若しくはそれに近い状態となり、障がい者等のケアができない、日常生活が危ぶまれる、在宅での生活ができなくなる状況または虐待等により突発的に保護が必要な状況」（なお、冠婚や旅行等の計画的利用が見込まれるものは除きます。また、大規模災害は想定していません。）と定義します。

○ 事前登録

介護者の不在や当事者の状態変化等により緊急時の支援が見込めない世帯については、緊急時の支援に必要な情報を収集する必要があります。

事前登録は、コーディネーターとの面談を通じて緊急受け入れ時に必要な当事者の情報（生活環境、障がい特性、服薬・アレルギー情報等）及び親亡きあとを見据えた本人・ご家族等の将来への意向をコーディネーターに提供し、緊急時の支援に役立てます。事前登録で得た情報は個人情報保護法に基づき、取り扱うこととなります。

事前登録がされていない当事者も緊急受け入れの対象となりますが、相談支援事業者や日中通所しているサービス提供事業所等がある場合には、緊急受け入れ時に必要な当事者の情報をコーディネーターへ提供をお願いする場合があります。

事前登録の面談は、コーディネーターが行いますが、支援が必要な世帯を広く把握するため、相談支援事業所やサービス提供事業所等から利用者に対して事前登録の啓発をお願いします。

ただし、事前登録は緊急時の受け入れを確約するものではなく、あくまで本人への支援時に役立てるための制度ですのでご注意ください。

○ 登録・利用の流れ

- ① 介護者が高齢、疾患があるなど、緊急時の支援が必要な方は「飯塚圏域障がい者地域生活支援拠点等整備事業に伴う事前登録申請書兼個人情報取扱同意書」を記入し、障がい者基幹相談支援センターに提出してください。



- ② コーディネーターが緊急時に備えて、身体状況や医療、生活面においてまとめたフェイスシートを作成しますので聞き取りなどのご協力をお願いします。（現在障がい福祉サービスを利用されているなど、場合によっては関係事業所に情報提供を依頼するため、フェイスシートの作成を省略する場合があります。）

なお、対象となる個人情報は、住所・氏名等の基本的な情報のほか、サービスの利用状況や医療・生活面での配慮事項など、緊急時の受け入れ、対応に必要な情報となります。個人情報については、障がい者基幹相談支援センター及び各市町が厳重に管理します。



- ③ 提供していただいた書類やフェイスシートをもとに、対象者の登録を行います。



- ④ 緊急時に備えて相談支援専門員がサービス等利用計画書を見直し、緊急時のリスクをできるだけ減らせるようなサービス等利用計画を作成します。

IV. 地域生活支援拠点等事業所の登録

○地域生活支援拠点等事業所の登録

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定したうえで、事業所所在地の各市町に申請していただき、各市町が当該事業所を「地域生活支援拠点等事業所」として登録します。

○登録手続きの方法

- ① 拠点等の機能を担う事業所は、各種機能のうち、実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。



- ② 下記の書類を各市町に提出してください。
 - ・飯塚圏域地域生活支援拠点等事業所登録届出書
 - ・変更後の運営規程の写し



- ③ 届出書類を受理後、『飯塚圏域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所名簿』に登載し、登録完了となります。登録された事業所については、障がい者基幹相談支援センターホームページで公開します。



- ④ 各市町から飯塚圏域地域生活支援拠点等事業所登録通知書を発出します。

○登録内容の変更手続きの方法

登録内容に変更がある場合は、変更後の運営規程の写しとともに、飯塚圏域地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書の提出が必要になります。

○拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する場合は、各事業所の実態に応じて、実際に担う機能を記載してください。

以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成してください。

【運営規程の記載例】

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。(以下「法」という。))第77条第3項及び第4項」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、当該世帯との連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は指定短期入所事業所を活用した緊急時の受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等の緊急時の受け入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

指定地域移行支援、親元からの自立等にあって、指定共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用又は1人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、行動障がいを有する者又は高齢化に伴い障がいが重度化した者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容を理解した上で作成してください。

V. 地域生活支援拠点等にかかる届出により算定が可能となる加算

(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

加算の名称	加算の内容・条件
①地域生活支援拠点等相談強化加算 相談 <u>【+700 単位/回：月4回限度】</u>	<p>地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、緊急の事態が生じた利用者等に対し、その要請に基づき速やかに連携する短期入所事業所に対して必要な情報の提供及び利用に関する調整（利用計画の作成も含む）を行った場合、利用者1人につき、月4回を限度に算定。</p>
②地域体制強化共同支援加算 地域の体制づくり <u>【+2,000 単位/回：月1回限度】</u>	<p>地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、地域生活支援拠点等に係る関係機関（※保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを提供する事業者のうちいずれか3者以上）との連携体制を確保し、在宅での療養上必要な説明及び指導を行っていること。</p> <p>更に、当該支援にあたり関係機関を含めた会議等の会議録及び利用者等への当該説明や指導の内容等を各市町に報告した場合に算定。</p>

(2) 地域移行支援事業所が対象の加算

加算の名称	加算の内容・条件
①体験利用加算 体験の機会・場 ・初日から5日目まで 500 単位/日 <u>【+50 単位/日（拠点等の場合）】</u> ・6日目から15日目まで 250 単位/日 <u>【+50 単位/日（拠点等の場合）】</u>	<p>障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定。</p>
②体験宿泊加算（Ⅰ） 体験の機会・場 ・300 単位/日 <u>【+50 単位/日（拠点等の場合）】</u>	<p>一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、②及び③を合計して、15日以内に限り算定。</p>
③体験宿泊加算（Ⅱ） 体験の機会・場 ・700 単位/日 <u>【+50 単位/日（拠点等の場合）】</u>	<p>夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、②及び③を合計して、15日以内に限り算定。</p>

(3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、
就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）が対象の加算

加算の名称	加算の内容・条件
①体験利用支援加算 体験の機会・場 ・初日から5日目まで 500 単位/日 <u>【+50 単位/日（拠点等の場合）】</u> ・6日目から15日目まで 250 単位/日 <u>【+50 単位/日（拠点等の場合）】</u>	地域移行支援の障がい福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定。
②緊急時受入加算 緊急時の受入れ・対応 <u>【+100 単位/日】</u>	平時からの関係機関との連絡調整に従事する者を配置する事業所において、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の際や夜間に支援を行った場合に算定。

(4) 施設入所支援事業所が対象の加算

加算の名称	加算の内容・条件
①地域移行促進加算（Ⅰ） 体験の機会・場 <u>【+120 単位/日】</u>	地域移行支援事業者と連携し、対象の施設利用者の体験宿泊を支援した場合に算定。
②地域移行促進加算（Ⅱ） 体験の機会・場 <u>【+60 単位/日：月3回限度】</u>	地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に、1月につき3回に限り算定。

(5) 訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援）が対象の加算

加算の名称	加算の内容・条件
○緊急時対応加算 緊急時の受入れ・対応 ・100 単位/回：月2回を限度 <u>【+50 単位/回（拠点等の場合）】</u>	個別支援計画に位置付けられていない訪問系サービスを、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定。

(6) 自立生活援助事業所が対象の加算

加算の名称	加算の内容・条件
<p>○緊急時支援加算 緊急時の受入れ・対応</p> <p>緊急時支援加算（Ⅰ）</p> <p>・ 711 単位／日（訪問又は一時的な滞在による支援）</p> <p>【+50 単位／日（拠点等の場合）】</p> <p>緊急時支援加算（Ⅱ）</p> <p>・ 94 単位／日（電話相談援助）</p>	<p>緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき深夜（午後 10 時から午前 6 時）に支援を行った場合に算定。</p>

(7) 地域定着支援事業所が対象の加算

加算の名称	加算の内容・条件
<p>○緊急時支援費 緊急時の受入れ・対応</p> <p>緊急時支援費（Ⅰ）</p> <p>・ 734 単位／日（訪問又は一時的な滞在による支援）</p> <p>【+50 単位／日（拠点等の場合）】</p> <p>緊急時支援費（Ⅱ）</p> <p>・ 98 単位／日（深夜における電話相談援助）</p>	<p>緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき支援を行った場合に算定。</p>

(8) 短期入所事業所が対象の加算

加算の名称	加算の内容・条件
<p>○地域生活支援拠点等である場合の加算 緊急時の受入れ・対応</p> <p>【+100 単位／日（拠点等の場合）】</p> <p>【+200 単位／日（※更に以下の要件を満たす場合）】</p> <p>※平時から利用者の生活の状況等を把握するため、各市町及び障がい者基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を 1 人以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合</p>	<p>短期入所のサービス利用の開始日に加算（緊急時の受け入れに限らない）</p>
<p>○緊急短期入所受入加算 緊急時の受入れ・対応</p> <p>（Ⅰ）福祉型・共生型 【+270 単位／日】</p> <p>（Ⅱ）医療型 【+500 単位／日】</p> <p>※（Ⅰ）（Ⅱ）とも、初日から起算して 7 日限度。但し、やむを得ない事情がある場合は 14 日限度。</p>	<p>居宅においてその介護を行う者の急病等やむを得ない理由により、短期入所を緊急に行った場合に、当該短期入所を行った日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては 14 日）を限度とし、当該緊急利用者のみに対して加算する。</p>

(9) 特定相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援
 (以下、「特定相談支援等」という。)を一体的に行う事業所が対象の加算

加算の名称	加算の内容・条件
<p>○地域生活支援拠点等機能強化加算</p> <p><u>【500 単位／月 (拠点等の場合)】</u></p> <p style="text-align: right;">地域の体制づくり</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合に算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援等を一体的に運営し、かつ、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置する場合 ・複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(障がい者基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合 <p>※1 事業ごとにそれぞれ算定(特定相談及び障がい児相談については機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)又は(II)を算定する場合にはに限る。)</p> <p>※2 コーディネーター1人当たり100回/月までの算定</p> <p>【コーディネーターの役割(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各市町、障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所、(自立支援)協議会や複数法人で拠点機能を担う場合の連絡体制や伝達体制の整理等地域における連絡体制の構築 ○緊急時や地域移行に関するニーズの把握や相談、動機付け支援等 <p>※ コーディネーターは個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。</p>

更新履歴記載欄

- ・令和6年9月25日 作成
- ・令和6年9月27日 加算点数等一部修正
- ・令和6年11月6日 加算内容等一部修正

飯塚圏域障がい福祉担当等連絡先

飯塚市 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号（飯塚市役所本庁舎内1階）

電話：0948-22-5500（内線 1156） FAX：0948-21-6356

嘉麻市 社会福祉課 障がい者福祉係

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1（嘉麻市役所本庁舎内1階）

電話：0948-42-7458（直通） FAX：0948-42-7091

桂川町 健康福祉課 福祉係

〒820-0693 桂川町土居361番地（桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」内）

電話：0948-65-0001（直通） FAX：0948-65-0078

飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター

〒820-8605 飯塚市忠隈523番地（飯塚市役所穂波庁舎内4階）

電話：0948-43-4006（直通） FAX：0948-43-4021